

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		市民活動サポートセンターにおける貸出施設等の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市市民活動サポートセンター条例
条 項		条例：第 5 条、第 7 条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6403 )
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・あらかじめ条例第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する利用の登録をしているもの。
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 25 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 25 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		

